

梨柿等降雹被害緊急防除支援事業

事業の目的

令和6年4月16日の降雹により、梨柿等で農業被害が発生したことから、生産者が安心して継続的に生産活動ができるよう、緊急的に病虫害防除等を行い、生産者の営農意欲の向上と本県特産物の生産振興を図る。

事業実施主体

生産者、生産組織、JA

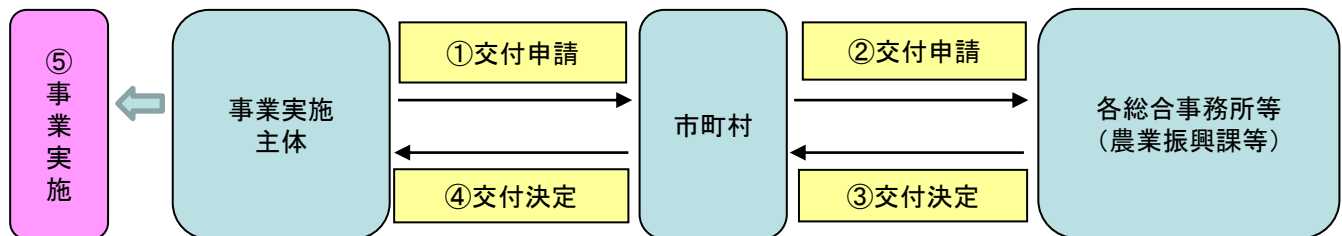
支援の内容

雹害を受けた梨柿等のほ場において、病虫害の蔓延を防ぐための緊急防除に要する経費を支援。
※5アール以上の面積があり、降雹による幼果の傷、葉の破れ等の被害が確認された梨柿等のほ場。
※令和6年4月17日から5月16日までの期間に、緊急防除として散布した殺虫剤、殺菌剤等の各1回分を対象とする。

補助率・補助金額

【補助率】県 1／3、市町村 任意 【事業費上限】4,500円／10a

事業の流れ



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004